

その他改正全般に対する意見とそれに対する本市の考え方

意見要旨	本市の考え方
インターネットには国境がなく、日本国憲法が及ばない無法地帯であるため、インターネットによる情報公開の安全性を担保するためには高額な財政負担となる。	
サイバー犯罪は巧妙化しているので、オンラインによる情報公開システムはより危険である。WEB ブラウザによるウィルス感染リスクもあるので、専用のアプリケーションプログラムを作るべきである。	情報公開システムの安全性の確保は、大変重要だと考えています。 システムの開発や運用に当たっては、適切かつ十分なセキュリティ対策を講じていきます。
オンライン閲覧システムのサーバーは、できれば市庁舎内に設置し、管理をなるべく外注しないようにすべきである。	
情報公開システムの記憶域は完全にデータが削除できるものにすべきである。	
オンライン閲覧システムのサーバーをどこに設置し、誰が管理するかによつては、地方公務員法に規定する守秘義務に抵触するのではないか。	